

## 3 日常生活の安全対策

### 1 うまい話には気をつけよう

下宿先やアパートにおいて、訪問販売や割賦販売と称して、物品の押し売りをする詐欺まがいの**悪質商法**が横行しています。

不要なものはきっぱりと断わり、被害にあわないように注意しましょう。

また、近年仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。

仮想通貨の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局の登録をしているか、過去に行政処分を受けているかを含め、取引内容やリスクを調べ、十分に理解するようにしてください。仮想通貨の持つ話題性を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。



#### クーリング・オフ制度

##### クーリング・オフ制度とは

訪問販売などの場合、クーリング・オフの期間（訪問販売：8日間、マルチ商法：20日間）以内であれば、購入者は販売業者に対し、書面によって、申し込みの撤回や解約ができます。この場合、損害賠償金や違約金を販売業者に支払う必要はありません。（ただし、次ページにクーリング・オフ出来ない事例があります。）

すでに頭金や申し込み金を支払っている場合でも、その全額を返してもらえます。商品を受け取っている場合は、その引き取りに必要な費用は、すべて販売業者の負担となります。

#### ◎よくあるケース

- 町で声をかけられ、化粧品購入を契約してしまい、解約したいのですが？
- 電話で呼び出され、英会話教材購入を契約してしまい、解約したいのですが？
- 訪問販売により健康食品を大量に購入してしまい、返品したいのですが？
- サービスにつられて1年間の新聞購読契約をしてしまい、解約したいのですが？

解約したいとき、次のどれにあてはまるかチェックしましょう。

##### (1) 契約（申し込み）した場所はどこか？

- 消費者の住居
- 展示会場（1日で移動するもの）
- 職場
- 営業所などであっても、そこへ業者に連れ込まれた。
- 喫茶店
- 目的を告げられずに電話などで営業所へ呼び出されて行った。
- 街頭…路上
- 営業所など（店舗、営業所、代理店、露店、屋台、展示会場）

(2) 何を買う契約をしたのか？

- 商品
- 権利
- 役務（サービス）



(3) 契約書を受け取ったか？

契約書を受け取ってから何日目か？

- 契約書（申込書）を受け取ってから8日以内であること。
- 契約書を受け取っていないければ8日を過ぎていてもよい。

上記の（1），（2），（3）に当てはまればクーリング・オフができます。  
 当てはまっても下表例示のような例外もあるのでチェックしましょう。

（1），（2），（3）に当てはまっても、下記の場合はクーリング・オフはできません。

- 消耗品（健康食品、化粧品、洗剤など）を使用し、消費してしまった。
- 商品などを受け取り代金全額を支払った場合で、その金額が3,000円未満である。
- 営業用の商品・役務（サービス）の契約である。
- 消費者の方から業者を自宅に呼んで契約した。

クーリング・オフ制度は、どのような場合でも使える制度ではありません。  
 一定条件に該当する場合に使うことができます。  
 このチェックリストは、その基本的に必要な条件を示したものです。

**クーリング・オフをするときは書面によって行います。**  
**簡易書留にした葉書でもよいのですが、**  
**後日のトラブルを避けるためには、内容証明郵便で出すと確実です。**

**相談は、学生支援センター、各学部の学務担当窓口又は下記へ**

- 長崎市消費者センター ☎095 - 829 - 1234  
 長崎市築町3-18 メルカつきまち4階
- 長崎県消費生活センター ☎095 - 824 - 0999
- 日本訪問販売協会 訪問販売ホットライン ☎0120 - 513 - 506

1 からだと  
心の健康

2 交通事  
故・防  
止・防  
犯

3 日常生  
活の  
安全  
対策

4 学校生  
活の  
安全  
対策

5 事故・  
災害  
等  
への  
対応

## 2 アルバイトでトラブルに遭わないために

最近アルバイトには、高い賃金と引き換えに危険な労働を伴う職種、学生にふさわしくない職種、不利益な労働条件等のものがありトラブルが発生しています。特に家庭教師の登録制アルバイトは数多くのトラブルが発生しています。また、アルバイト募集を装った詐欺なども続出していますので、できるだけ長崎大学生生活協同組合の紹介を利用して下さい。

### 長崎大学学生生活協同組合アルバイト紹介

「長崎大学ホームページ→教育・学生生活→経済・生活支援→生活支援→アルバイト」をご覧ください。

### アルバイトをする前に、知っておきたい7つのポイント

(1) アルバイトを始める前に、労働条件を書面で確認しましょう！

- ①契約の期間に関する事。
- ②契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり。(更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど)
- ③仕事をする場所、仕事の内容
- ④仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務のローテーションなど
- ⑤バイト代の決め方、計算と支払方法、支払日
- ⑥辞める時のきまり

(2) バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

(①通貨で、②全額を、③労働者に直接、④毎月1回以上、⑤一定の期日に、支払われなければなりません。)

(3) アルバイトでも、残業手当があります。

(法定労働時間を超えて残業した場合、残業手当を受け取ることができる。)

(4) アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます。

(5) アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます。

(6) アルバイトでも、会社の都合で自由に解雇することはできません。

(7) 困ったときには、総合労働相談コーナーに相談を！

**もしトラブルに遭った時は、下記のところへご相談ください。**

- 学生支援センター（生活支援コーナー）…… ☎095 - 819 - 2103
- 長崎大学生生活協同組合 …………… ☎095 - 845 - 5887
- 総合労働相談コーナー
- 長崎労働局…………… ☎095 - 801 - 0023
- 長崎県庁長崎労働相談情報センター …… ☎095 - 821 - 1457
- フリーダイヤル 0120 - 783 - 258
- 長崎総合労働相談コーナー …………… ☎095 - 846 - 6390

### 3 サラ金・ヤミ金融・クレジットカードに注意

消費者金融は、利用者手続きの簡便さゆえに注意が必要です。

初めは、ごくわずかな借金のもりで消費者金融に手を出し、高金利の支払いができないまま返済期限に追われ、次々と他のサラ金業者から借りるケースが多いのです。

中には、違法な高金利により貸付を行い、暴力的・脅迫的な方法で取立を行うヤミ金融と呼ばれる業者もいます。

簡単な気持ちで利用したつもりでも遂には巨額の返済に追われ、本人の学生生活はもとより、家族全員の生活にも深刻な影響を及ぼします。そんな事態を避けるため、早めに、家族、クラス担任・学年担任、学生支援センター及び各学部の学務担当窓口にご相談しましょう。

#### ヤミ金融などからお金を借りて後悔する前に…

- ・ダイレクトメール、チラシ、電話、インターネット上の広告などうまい話には惑わされない。
- ・氏名、住所、電話番号、職業、家族構成、銀行の口座番号等の個人情報は絶対に教えない。

ヤミ金融と知らず、万が一被害に遭った場合、  
すぐに警察または悪質商法110番に相談!!



悪質商法110番  
0120-110874

クレジットは、現金がなくても商品を購入できるため、安易に契約し、支払えなくなるケースも起こっています。



後にも、先にも、予防です。計画的な学生生活を！

- クレジットは、手軽で便利だがすべて借金です。
- 自分が持っているカードが、どういうものかをよく知っておく。
- 盗難・紛失の危機を考慮して不用なカードは持たない。
- 盗難・紛失に遭ったら、警察に届け出るとともに、カード契約会社に必ず事故の連絡を取る。
- 他人に貸したり、担保に供したりしない。
- クレジットカードで必要以上に買い物をしない。

1 からだと  
心の健康2 交通事  
防違反の  
犯の防止・  
事故の防  
止3 日常生  
安全対  
策の活  
用4 学校生  
安全対  
策の活  
用5 事故・災  
害に遭  
った場  
合の対  
応



## 4 強盗・暴行傷害などから身を守ろう

外から不審者が構内に入り込み、学生・教職員が危害を加えられるケースも考えられます。特に**夜間や休日に大学施設を利用**する場合

**単独での行動は要注意！**



夜遅くまでの大学構内での居残りは、止むを得ない場合を除き、止めて早めに帰宅してください。

また、可能であれば帰宅途中や帰宅前に携帯電話等で家族や知人に連絡をとりましょう。

**構内の目につかない場所、夜間の一人歩きにご注意を！**

**特に自動販売機などの設置場所付近には注意を！**

不良グループが大学構内や近郊で大学生を襲う事件も発生する恐れがあります。

不審者を見かけたら



状況に応じ身の危険を感じた場合は

**その場を直ちに立ち去り被害にあわないように。**



万が一被害にあったら速やかに **☎ 110番へ 警備員・教職員へ通報**

不審者・加害者の特徴を記憶して届け出てください。

## 5 悪質な勧誘を行う危険な団体に注意

危険なカルト集団が、全国の大学生に対して勧誘活動を行っているとの報道がありますが、本学においても同様の勧誘が行われている旨の情報がありました。

このような団体は、皆さんに警戒心を抱かせないために、組織名や宗教名などは明かさずに「サークル」と称して、大学キャンパス内外において勧誘を行うため、本人が気づかないうちに団体へ取り込まれてしまうことがあります。

このような団体へ入会してしまうと、皆さんの貴重な時間を奪い、経済的・肉体的・精神的に大きな負担をかけ、大切な学生時代を台無しにしてしまいますので、くれぐれも注意してください。

また、このような団体からの勧誘を受けた場合は、はっきりと断るようにしましょう。「おかしいな」「あやしいな」と感じたらすぐに学生支援センター（課外支援コーナー ☎095-819-2071）へ相談してください。

## 6 学生の皆さんへ

最近、一人住まいの女子学生を狙った性犯罪や窃盗が大学周辺でも発生しています。

犯行に及ぶ者は、十分に下見をして、時には尾行して、女性の一人住まいであることを確認し、入浴時や就寝中に侵入してきます。

入室時はドア及び周囲の安全を確認し、入室後はドアの施錠を忘れないようにしてください。

犯行に及ぶ者は、鍵を掛け忘れたトイレ・浴室の小窓、ベランダの窓、出窓、玄関から侵入してきますので、ドアはチェーン錠をし、施錠など十分な注意を！

訪問者には、ドア・チェーンを掛けたまま開扉し対応してください。

### 夏場に限らず痴漢被害は発生する！

大学周辺において、女子学生が痴漢被害に遭う事件も発生しています。

特にイヤホンを両耳につけて音楽を聴いたり、携帯電話を使用しながら歩いていて、犯人が近づいてくるのに気付かずに痴漢の被害に遭う事件が多く発生しています。

**暗い夜道の一人歩きは避けましょう。  
警戒心は常に持って歩きましょう。  
歩きスマホは避けましょう。**

● 昼間だからといって安心はできません。

特に、休日、人通りの少ない路地は学内といえども危険です。

● 不審者と思われる者が構内にいる時は、直ぐに警備員・教職員又は**110番**に通報しましょう。自衛対策のほかお互いに注意を喚起しましょう。

被害にあったら

## 警察か学生支援センター(課外支援コーナー) 又は各学部の学務担当窓口連絡を！

**必  
読  
!**

- 不審者が家の周辺にいる時は、直ぐに警察に通報**110番**！
- 入室する際も付近に怪しい人物がいまいか注意する。
- 入室したら、すぐに入口の施錠をしましょう。
- マンションが2階、3階だからと安心してはいけません。
- トイレ、風呂場、ベランダなど全ての窓の鍵は忘れないで**施錠を**！
- 窓やドアの鍵が壊れた時は、直ぐに管理人に相談して**修理を**！
- **洗濯物は人目に触れないところに干しましょう。**
- カーテンの色・柄も女性と分からないように工夫しましょう。
- 郵便受けなどの小窓にも内側から十分な目隠しを！
- 表札や新聞受けの名前に男性名を加えるのも一つの工夫です。
- 窓の下には洗濯物、箱、バイクなど足場になるものを置かないように！
- 「車で送らしましょうか」等の甘い誘いに乗らないように！
- 身なりはキチンとし、極端な薄着は避け、隙を見せないように！
- 外出から帰った時、洋服を脱ぎ捨てて下着のままは止めましょう。
- 万一被害者となったら、迷わず直ぐに警察に通報**110番**！
- 防犯ブザー等の**携帯警報器**を持ち歩きましょう。  
(防犯ブザーは、最寄りの大型量販店、電気店で取り扱っています。)
- 身の危険を感じた時は、勇気を出して大声を！

1 からだの健康

2 防犯  
交通事故・  
犯罪の防止3 日常生活の  
安全対策4 学校生活の  
安全対策5 事故・災害等  
への対応

## 7 ストーカー対策

ストーカーと聞いてあなたが想像するのは、どういう人間だろう？

夜道をひとりで歩いていると、すっと音もなく忍び寄って来て襲う痴漢のようなもの？ それとも女性（男性）をしつこく追い回し、その人が振り向いてくれないと、何度もいたずら電話をかけてきたり、変な手紙をよこしたり、いやらしい物を届けたり、最後には相手を殺してしまったりする変質者を思い浮かべるでしょう。

ストーカーは必ずしも目の前に現れるものではないのです。表ざたになった大学教授の例もあるように、知的レベルの高い社会的信用のある人間も、時としてストーカーに変身するものです。この極めて現代的な犯罪者、或いはトラブルメーカーは、通り魔や痴漢のように直ぐわかる異常者とは異なる状況から生まれ、違う経緯を辿り、恐怖とプレッシャーを与えています。

**一人で悩まずに、早急に警察等に相談する事が大切です。  
毅然とした態度で臨もう！**

相手が痴漢型や一目惚れ型等、あなたと個人的関係、利害関係がほとんどない場合は、早々に信頼できる人に相談し、人の力を借りて、毅然とした態度ではっきり断ることが大切であり、相手に隙や迷いを感じさせないことです。

### ストーカー規制法による規制の対象

ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）で規制されるのは、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。

### つきまとい等とは・・・

あなたに対する恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの怨みの感情を充足させる目的で、あなたやあなたの身近な人（配偶者、親族など）に対して、次の8つのパターンに類型化された行為をすることをいいます。

① つきまとい・待ち伏せ・見張り・押しかけ等

② 監視していると思わせるようなことを告げる

③ 面会・交際・その他の不当な要求

④ 著しく粗野又は乱暴な言動

⑤ 無言電話・連続電話・連続FAX等

⑥ 汚物や動物の死体など不快感や嫌悪感を与える物の送りつけ等

⑦ 名誉を害する行為

⑧ 性的羞恥心を害する行為

令和3年8月26日から ①GPS機器等を使って位置情報を取得する行為 ②GPS機器等を取り付ける行為が規制対象行為となりました。

### ストーカー行為とは・・・

上記の「つきまとい等」をくり返し行うことをいいます。

なお、①～④のパターンについては、身体の安全、住居などの平穩もしくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることになるかもしれない、という不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限られています。

## 8 ハラスメントの防止について

### 1. ハラスメントとは

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントその他のハラスメントの総称をいいます。ハラスメントは、加害者のハラスメントに対する意識の低さから生ずることが多く、さらに被害者が意思表示できない場合にはエスカレートします。耐えきれなくなり表に出た段階では、その解決に多くの時間とエネルギーを要し、結局は両者が大きく傷つく結果となります。各ハラスメントの定義は次のとおりです。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、構成員（職員等及び学生等）が他の構成員及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が構成員を不快にさせる性的な言動をいいます。

なお、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの頭文字を取ったものでセクシャルマイノリティ（「性的少数者」ともいわれます。）を表すLGBTについて、このようなLGBTの構成員への偏見等の言動についてもセクシャルハラスメントとなります。

#### (2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、構成員が他の構成員に対して、教育上又は研究上の権力を利用して、教育指導又は研究活動に関係する妨害若しくは嫌がらせを行うことをいいます。

#### (3) パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、構成員が他の構成員に対して、大学内での職務上の地位や人間関係などの大学内の優位性を背景とした言動であって、教育研究又は業務上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境・教育研究環境を悪化させる行為をいいます。

#### (4) 妊娠、出産等に関するハラスメント

妊娠、出産等に関するハラスメントとは、構成員が、妊娠、出産その他の子の養育又は家族の介護に関する言動により他の構成員の就業環境を害する行為をいいます。客観的にみて、言動を受けた構成員の能力の発揮や就業の継続に重大な悪影響が生じる等当該構成員が就業する上で看過できない程度の支障が生じるようなものが該当します。



1 からだと心の健康

2 交通事故・防犯の防止

3 日常生活の安全対策

4 学校生活の安全対策

5 事故・災害等場への対応

### (5) 育児休業等に関するハラスメント

育児休業等に関するハラスメントとは、構成員が他の構成員に対して、育児休業、介護休暇その他の子の養育又は家族の介護に関する言動によって当該構成員の就業環境を悪化させる行為をいいます。

### (6) その他のハラスメント

その他のハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児休業等に関するハラスメント以外の言動で、構成員が他の構成員及び関係者に対して、教育上、研究上又は就労上での権力を利用して、嫌がらせを行うこと若しくは不利益（適切な説明と本人の了解を得ている場合を除く。）を与える行為をいいます。

### (7) ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため職員等の就労上若しくは学生等の修学上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上の不利益若しくは学生等が修学上の不利益を受けることをいう。

## 2. ハラスメントを行わないために認識すべき事項

ハラスメントをしないようにするために、次の事項の重要性について十分認識することが大切です。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大学の大切な構成員であるという意識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ、見る意識をなくすこと。
- (4) 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

## 3. ハラスメントになり得る言動とは

ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがあります。ただし、これらは、ハラスメントの概要を把握するために例示したもので、次のいずれかに該当すればハラスメントであるとか、該当しなければハラスメントではないなど、個々の事例についてハラスメントがあったかどうかの判定の基準に用いるものではありません。

### 〈セクシュアル・ハラスメントになり得る言動〉

#### ① 性的な内容の発言関係

・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと発言すること。

#### ② 性的な行動関係

- 性的な関心、欲求に基づくもの
  - ・出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと。
  - ・自宅までの送迎を強要すること。
  - ・住居等まで付け回すこと。
  - ・女性であるという理由で仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること。



③ 性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づくもの

- ・LGBTに対する侮蔑，差別意識及び嫌悪感を含む言動。
- ・男性・女性という2つの性分類を前提としていたり，好きになる相手が異性であることを前提とするなど，性の多様性への配慮に欠ける不適切な言動。

〈アカデミック・ハラスメントになり得る言動〉

① 研究活動等に関するもの

- ・正当な理由なく，文献・図書や機器類を使わせない。
- ・実験機器や試薬等を勝手に廃棄し，実験の遂行を妨害する。
- ・正当な理由なく，研究室への立ち入りを禁止する。
- ・研究費の申請を妨害する。
- ・正当な理由なく，学会への出張を許可しない。
- ・正当な理由なく，研究出張を認めない等の手段で，共同研究を行わせない。

② 教育指導に関するもの

- ・正当な理由を示さずに単位を与えない。
- ・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる。
- ・就職活動を禁止する。
- ・正当な理由なく，就職や他大学進学等に必要な推薦書を書かない。
- ・正当な理由なく，他の研究教育組織への異動を強要する。
- ・嫌いなタイプ，意見の合わない学生に対して，指導を拒否したり差別待遇をしたりする。

〈パワーハラスメントになり得る言動〉

- ・身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）
- ・人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ・過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制，仕事の妨害）
- ・過小な要求（教育研究上又は業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- ・個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

〈妊娠，出産等に関するハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントになり得る言動〉

- ・解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
- ・制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの
- ・解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
- ・妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの

〈その他のハラスメントになり得る言動〉

- ・上記 1. (1)～(5) のハラスメント以外の不適切な言動をいう。

1	心からの健康
2	交通事故・防犯の防止
3	日常生活の安全対策
4	学校生活の安全対策
5	事故・災害等への対応

## 4. ハラスメントがある場合には

大学内においてハラスメントがある場合には、第三者であったとしても、気持ちよく修学ができる環境づくりをするために、指導教員、先輩、カウンセラー、相談員等に相談するなどの方法をとることをためらわないようにしましょう。

## 5. ハラスメントに起因する問題が生じた場合において望まれる事項

### (1) 基本的な心構え

ハラスメントを受けた場合にはその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望めます。

#### ① 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。

ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないことをまず認識することが大切です。

#### ② ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちですが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく修学上の適正な環境をつくるためには重であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められます。

### (2) ハラスメントの被害を受けたと思うときに望まれる対応

ハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望めます。

#### ① 嫌なことは相手に対して明確に意思表示すること。

ハラスメントに対しては毅然とした態度をとることが大切です。すなわち、はっきりと自分の意志を相手に伝えることが重要になります。しかし、背景に上下関係、師弟関係等が存在する場合には直接相手に言いにくい場合が考えられますが、そうした場合には手紙等により自分の意思を相手に伝えるという方法もあります。

#### ② 信頼できる人に相談すること。

まず、友人等身近な信頼できる人に相談することが大切です。

#### ③ 相談員、カウンセラー等の活用。

ハラスメントに関する相談に対応するため相談員及びカウンセラーを配置していますので、相談してください。なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望めます。

## 6. 相談員・カウンセラー名簿

長崎大学ホームページに掲載しています。



(URL)

<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/course/life/advisement/any/member/index.html>



7. 公的相談機関

対応に困ったときは他に  
下記の公的機関も相談に応じてくれます。

**長崎労働局雇用均等室**

(☎ 095-801-0050)

就職活動において、差別等を受けた場合の相談

**長崎労働局総合労働相談コーナー**

(☎ 095-801-0023)

アルバイト先でのセクハラ、いじめ、嫌がらせなどのトラブルに関する相談

**長崎県警の女性被害110番**

(☎ 0120-110-874)

女性の性犯罪被害などに関する相談

**長崎地方法務局**

(☎ 095-826-8127)

**長崎県男女共同参画  
推進センター相談窓口**

(☎ 095-822-4730)

性別に起因する差別的取扱による人権侵害や家庭問題などの悩みやトラブル解決の相談

**長崎県警の総合相談室**

(☎ 095-823-9110)

#(シャープ)9110

犯罪等による被害の未然防止に関する相談



- 1 からだ  
心の健康
- 2 交通  
違反事故・  
犯罪の  
防止
- 3 日常  
生活の  
安全  
対策
- 4 学校  
生活の  
安全  
対策
- 5 事故・  
災害等  
に  
遭遇した  
場合の  
対応

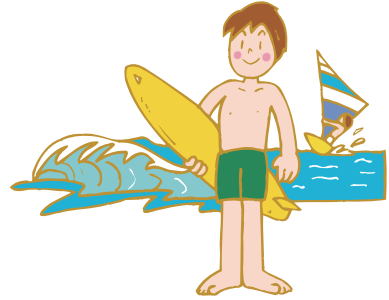


## 9 海や山の事故防止

夏季休業・冬季休業・春季休業・5月の連休期間に海や山での若者の事故が全国的に多発！悲惨な事故は、あなたの将来にも痛手となり、家族の悲しみも計り知れません。

海や山へ出かける時は**入念な計画をもって安全第一**に行動してください。

スケジュールを学生支援センター（課外支援コーナー）又は各学部の学務担当窓口へ届けておきましょう。



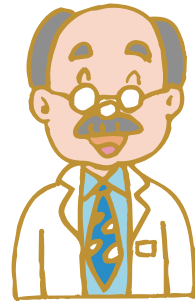
万が一事故にあったら



**学生支援センター（課外支援コーナー）  
又は各学部の学務担当窓口へ連絡を！**

## 10 海外渡航するあなたへ

- 「海外渡航システム」に登録し、印刷したものを各学部の学務担当窓口へ提出してください。
- 身の安全確保に十分注意を！
- 無理なプランは避けましょう。
- 在外公館のアドバイスや勧告には従いましょう。
- 健康管理や携行医療品について、医師のアドバイスを受けましょう。
- 事故・事件にあったら、在外公館へ連絡・相談を！



外務省ホームページの渡航関連情報

「海外安全ホームページ」で最新情報の確認を！



## 11 自然災害の予防

- 所属学部の学務担当への**現住所の届出や変更時の届出**を平素から確実にしておきましょう。また、いつもサークルの**仲間や友人**との連絡を密にしておきましょう。
- 地域における**防災対策や避難場所**などに関心をもち、防災訓練などには積極的に参加しましょう。
- **災害時には**学生支援センター又は各学部の学務担当窓口や友人などに出来る限りの連絡をしましょう。
- 身近にある**危険物の所在**について平素から十分注意をしておきましょう。
- **落下物の防止**と、とっさの待避場所や避難経路を確認しておきましょう。
- **非常持ち出し品**と、その位置を確認しておきましょう。
- 携帯ラジオ、懐中電灯、応急工作物（ジャッキ、パール、金槌など）や医療品などは**決めた場所**にまとめておきましょう。
- **大学から安否確認や重要事項の連絡を行いますので、必ず「bb+学生番号」宛の学内メールを受信できるようにしておきましょう。**



## 12 火災の予防

下宿先やアパート等において、**火の不始末**により出火し、焼け出されるなどの事故があるので、**十分注意**しましょう！ ※平成20年、サークル部室火災、マンション火災発生！！

- やむなく火気を使用するときは、その周囲の配置物などに注意！特に電気器具の使用にあたっては、**漏電等の事故**がないように。
- 施設内の**焚き火は厳禁！**
- タバコの**投げ捨て禁止！**
- 暖房器具の周辺に燃えやすいものを置かないように。
- コンセント容量を超えた配線をしないように。
- 暖房器具使用後は必ず**消火確認を！**
- 施設使用終了時には必ず**火気の点検を！**
- 廊下、階段などに通行又は避難の障害となる物品等を置かないように。
- 消防訓練などには積極的に参加し、役割分担を確認しておきましょう。



万が一出火したら



**119番**

万が一火災にあったら



**守衛室 (095-819-2057) ,  
学生支援センター (課外支援コーナー)  
又は各学部の学務担当窓口へ連絡を！**

1 からだと  
心の健康

2 交通事  
防違反の  
防犯の防  
止

3 日常生活  
安全対策

4 学校生活  
安全対策

5 事故、災害  
場合に  
遭遇した  
対応

# 13 気をつけようインターネット

インターネットが私達の身近なものになってから十数年の月日が流れ多くの人が多彩なサービスを日常的に利用しています。そのインターネットは、ホームページに象徴されるように世界中に存在する不特定多数に向かって情報が発信されるところに大きな特色があります。

ところが、インターネットが誰にでも楽しめるコミュニケーションメディアとして親しまれる一方で、**不用意な情報発信**が見る人に不快感を与えたり、時には人権侵害にあたるような事例も多く報告されていますので、利用の際は、次のことに注意してください。



1 からだと心の健康

2 違反の防止・交通事故・防犯

3 日常生活の安全対策

4 学校生活の安全対策

5 事故・災害等に遭遇した場合の対応

## 1. インターネットの利用は自己責任が原則

●インターネットを利用して情報を発信したりするときには、それによって生じるリスクや社会的責任や法的責任を自分自身が負わなければなりません。これは、インターネット上の行為であっても法律に違反すると罰せられます。(Twitter, Instagram, Facebook, mixi 等)

### (主な注意項目)

- ・著作権の侵害 ・商標の使用 ・肖像権の侵害 ・プライバシーの侵害
- ・他人の社会的評価にかかわる問題 ・わいせつな情報の発信等 ・業務妨害
- ・風俗営業 ・ねずみ講 ・未承認医薬品販売、広告 ・通信販売 ・個人情報の保護

●インターネットでは文字によるコミュニケーションが大きな役割を担っています。ちょっとした表現が誤解を招いたり争いのもとになりますから、言葉を選んで傷つけないように心がけましょう。

**(事例) 業務を妨害した内容、飲酒運転をしたと疑われる内容等**

## 2. ユーザー ID とパスワードの管理は厳重に

●インターネット等に接続するために、コンピュータに設定するユーザーIDとパスワードは、あなたが正当な利用者であることを証明する情報です。

- あなたのプライバシーを守っているだけでなく、コンピュータシステム全体を不正なネットワーク利用から守る保護の役目も果たしています。
- ユーザーIDとパスワードは他人に利用されないようにすることは、インターネット利用者の義務です。

### (パスワードの管理)

- 自分の氏名・生年月日・電話番号など、容易に類推できるパスワードでは、危険から守るのには十分とはいえません。パスワードはわかりにくいよう工夫して定期的に変更するよう習慣づけましょう。
- ユーザーIDとパスワードを尋ねる不審な問い合わせには応じないように気をつけましょう。インターネット・プロバイダ等からの請求書には必ず目とおし、身に覚えのない利用の確認をしましょう。

### 3. プライバシーへの配慮

- 電子メール、メーリングリスト、ホームページ等に署名したり、連絡先を記述するときには、個人情報（住所・氏名・電話番号・生年月日）に注意しましょう。
- 懸賞やアンケート調査を装って個人情報を集め、宣伝メールを送りつける業者もあるので注意しましょう。

### 4. コンピュータウイルスに注意

- コンピュータウイルスに感染すると、その種類によってはコンピュータが動かなくなったりファイルが壊れたり、さまざまな障害がでます。知らない人から来た電子メールや添付ファイル、ダウンロードしたり外部から持ち込んだプログラムやデータを開く時は、感染の恐れがあるので注意が必要です。
- ファイルをアップロードしたり、電子メールに添付して送信したりする時は、ウイルスを検知するソフトであらかじめ確認してください。

### 5. 不正なネットワークを利用しない

- アクセスすることが許されていないコンピュータシステム内に侵入し、データを見たり、改ざん等の利用又は運用の妨害・損傷を与える行為をしてはいけません。
- 他人のパスワードを盗んだり、偽造したり、電子メール爆弾（一度に大量のメールを送る）を送る行為をしてはいけません。

### 6. インターネットでトラブルに遭わないために

#### （悪質なワンクリック詐欺：有料サイト等の架空請求）

「有料サイト等の未納がある。至急連絡を下さい。連絡がない場合、法的手段により給与等の差し押さえ、職場等へ取立に行く。」等と書いたハガキ・メール等が県内の至る所に送付されたり、同じような電話がかかってきたりしています。

#### 対応の注意

- 身に覚えがない請求に対しては、一切連絡はせず無視すること。
- 電話で請求があった場合、毅然とした態度で「使っていない」等拒否すること。
- 送信者への問い合わせを電子メールや電話で行うと、今度は別の手段で請求すること。が予想されるので、個人情報（電話番号や名前・住所）が漏れないように注意する。
- 請求のメールやハガキなどは、証拠として保管する。
- 迷ったときは警察または消費者生活センターへ相談すること。

1 からだと  
心の健康

2 交通事  
故・防  
止・防  
犯

3 日常生  
活の  
安全  
対策

4 学校生  
活の  
安全  
対策

5 事故・災  
害等  
の  
対  
応